

茨城県土木部における総合評価方式の
試行に関する運用ガイドライン

令和6年5月

はじめに

平成17年4月に公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行された。平成26年6月に品確法が改正され、現在及び将来のインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が目的として追加されたところである。さらに、令和元年6月の法改正により、近年頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上の具体的な取組などが発注者あるいは受注者の責務として規定されたところである。

また、品確法第9条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が、令和元年10月に変更され、品確法第22条の規定に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）についても、品確法の改正に伴い令和2年1月に改正されたところである。加えて、建設業において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用となることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革の取組を推進する必要がある。

【品確法に関する規定】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
令和元年6月14日最終改正
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
令和元年10月18日最終改正
- 発注関係事務の運用に関する指針
令和2年1月30日各省庁連絡会議申合せ

本書は、茨城県土木部の発注工事について、品確法及び基本方針や運用指針に基づき、将来にわたり公共工事の品質確保を図っていくため、総合評価方式の試行に関しての運用ガイドラインを示したものである。本ガイドラインを参考に、品確法及び基本方針や運用指針の趣旨に鑑み、適切に運用できるように努められたい。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の試行結果等を踏まえ、改善を図っていく予定である。

目 次

1. 総合評価方式の概要	
(1) 総合評価方式の意義	1
(2) 総合評価による落札者の決定方法	2
(3) 総合評価方式の種類	3
(4) 総合評価方式の審査方法	4
2. 総合評価方式の実施手順	
(1) 簡易型(単体・経常JV)【事前審査方式】	5
(2) 特別簡易型(I)(II)(単体・経常JV)【事後審査方式】	6
(3) 特別簡易型(I)(II)(特定JV)【事後審査方式】	7
(2) 簡易型(特定JV)・標準型(特定JV)	8
(3) 標準型(単体・経常JV)	9
3. 総合評価方式の適用の目安	10
4. 評価基準の設定	
(1) 評価項目一覧	12
(2) 評価項目と配点(基本形)	13
(3) 評価項目と評価基準	16
(4) 評価の方法	21
5. 評価基準の基本例	
(1) 県内建設業者のみを入札参加者とする場合	22
(2) 県外建設業者を含めた入札参加者とする場合	28
(3) 県外建設業者のみを入札参加者とする場合	31
(4) 評価基準の運用例等	34
6. 学識経験者からの意見聴取	35
7. 技術資料の審査・評価	36
8. 評価内容の担保と技術提案等の保護	39
9. 低入札価格調査制度の適用	40
10. 情報公開	40
11. 特記仕様書の記載例	41

1. 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式の意義

公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請企業や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」という。)が施行された(令和元年6月14日改正)。品確法では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の活用が揚げられている。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるように努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価方式の活用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減、交通渋滞対策・環境対策・事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術的競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

(2) 総合評価による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

また、評価値の算出方法は、除算方式を基本とする。

① 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点／入札価格＝（標準点＋評価点）／入札価格

② 技術評価点の設定

標準点を100点、評価点（基本形）を13.5点～60.5点で設定する。

なお、WTO対象案件については、国内実績のない外国籍企業が不利とならないよう、下記の表中の評価点（県内外型）以内で項目を設定する。

	評 価 点 (基本形)	
	県内型	県内外型
特別簡易型(I)	13.5～17.5点	—
特別簡易型(II)	16.5～20.5点	13～14点
簡易型	26.5～30.5点	23～24点
標準型	36.5～60.5点	33～54点

※県内型：県内建設業者のみを入札参加者とする場合

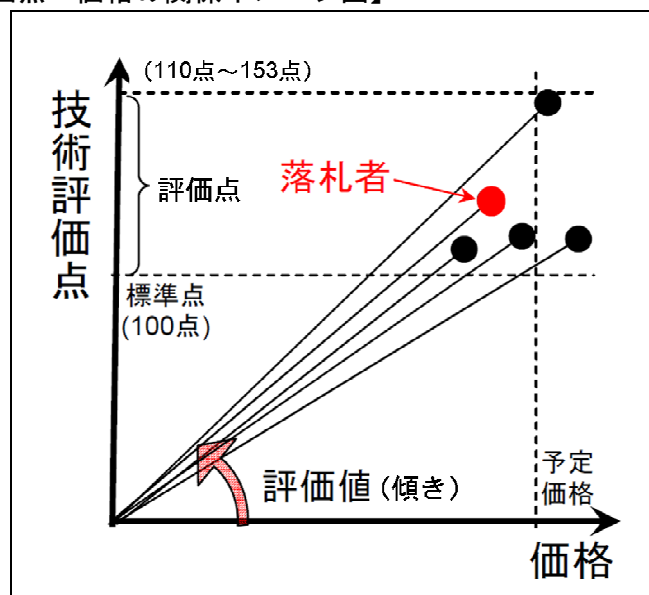
※県内外型：県外建設業者を含め入札参加者とする場合。

③ 計算例

	入札価格	評価点	評価値
A社	99.2百万円	12.0点	$(100+12.0) \div 99.2 = \underline{1.129}$
B社	100.0百万円	13.0点	$(100+13.0) \div 100.0 = \underline{1.130}$ 落札

※小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は、小数点第4位以下の評価値を算出する。

【評価値と技術評価点・価格の関係イメージ図】



【参考】 除算方式の考え方

- ① 企業の技術力、信頼性、社会性や技術提案された性能、機能、技術等の「価格以外の要素」を「評価点」として評価。
- ② 価格以外の要素に関する評価点とコストの比で優劣を評価。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$
- ③ 入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ここで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価。

(3) 総合評価方式の種類

①特別簡易型(I)

設計金額(税込み)3千万円未満の技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

②特別簡易型(II)

設計金額(税込み)3千万円以上の技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

③簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するために、施工上の具体的課題に対して作成された簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績評定に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

④標準型

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、発注者の求める工事内容を実現するため、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から施工上の技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

⑤高度技術提案型

技術的な工夫の大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、構造物の品質の向上を図るため、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、工事目的物自体についての提案を認める等の高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

【参考1】 特別簡易型(I)(II)及び簡易型総合評価方式について

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、簡易な施工計画や企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度を評価し、地域社会の中で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価する。

比較的小さいものや難易度が低い工事においては、技術的な工夫の範囲が限定されることから、公共工事の価値の向上を図る一方で、不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工が重要となる。

長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や維持管理費の軽減に繋がるものであり、これにより供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めたコスト縮減、事業効果の早期発現等の利益を享受することができる。

さらに、地域の視点からは、現地条件の熟知、災害時の地域貢献等、地域に精通し貢献している企業が工事を実施することにより、工事が円滑に進み、安心感をもつことができるという利益を享受することも期待できる。

【参考2】 標準型及び高度技術提案型総合評価方式について

標準型又は高度技術提案型を適用する工事においては、施工上の特定の課題等について民間事業者による技術提案を募り、工事の品質向上を期待するものである。

県民にとって最も有利な調達を行うためには、まず一義的にはより価値の高い工事を目指すことが求められる。特に、工事規模が大きく、難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案を求めることにより企業の優れた技術力を活用し、公共工事の価値を高めることができる。

その結果、県民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等の利益を享受することができる。

(4) 総合評価方式の審査方法

総合評価方式における審査方法については、以下の方式から選択する。

①事前審査方式（従来方式）特別簡易型（Ⅰ）・（Ⅱ）は対象外

入札公告時において、入札参加希望者に技術資料の提出を求め、提出された入札参加者全員の技術資料を入札前に審査・評価をし、その評価結果と入札価格から評価値を算出のうえ落札者を決定する方法。

②事後審査方式（自己採点方式）特別簡易型（Ⅰ）・（Ⅱ）のみ対象

入札公告時において、入札参加希望者に技術資料及び自己採点表の提出を求め、提出された自己採点表と入札価格をもとに、すべての入札参加者について仮の評価値を算出し、仮の評価値で1位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料の審査・評価をして落札者を決定する方法。

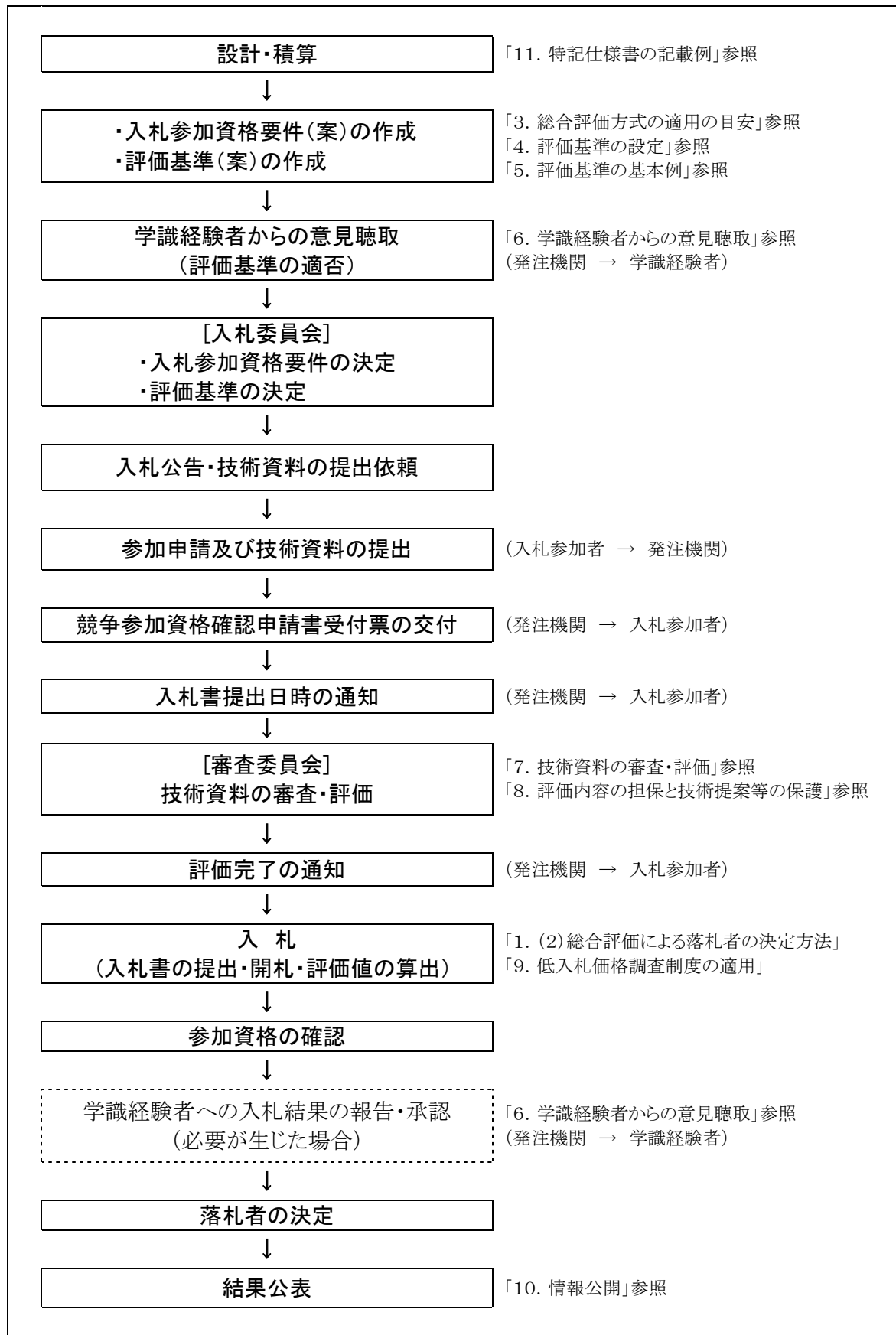
なお、審査において仮の評価値で1位となった者の自己採点表に誤りがあり、1位が入れ替わった場合は、新たに1位になった者の技術資料等の審査・評価をして落札者を決定する。

③事後審査方式（一括審査方式）特別簡易型（Ⅰ）・（Ⅱ）のみ対象

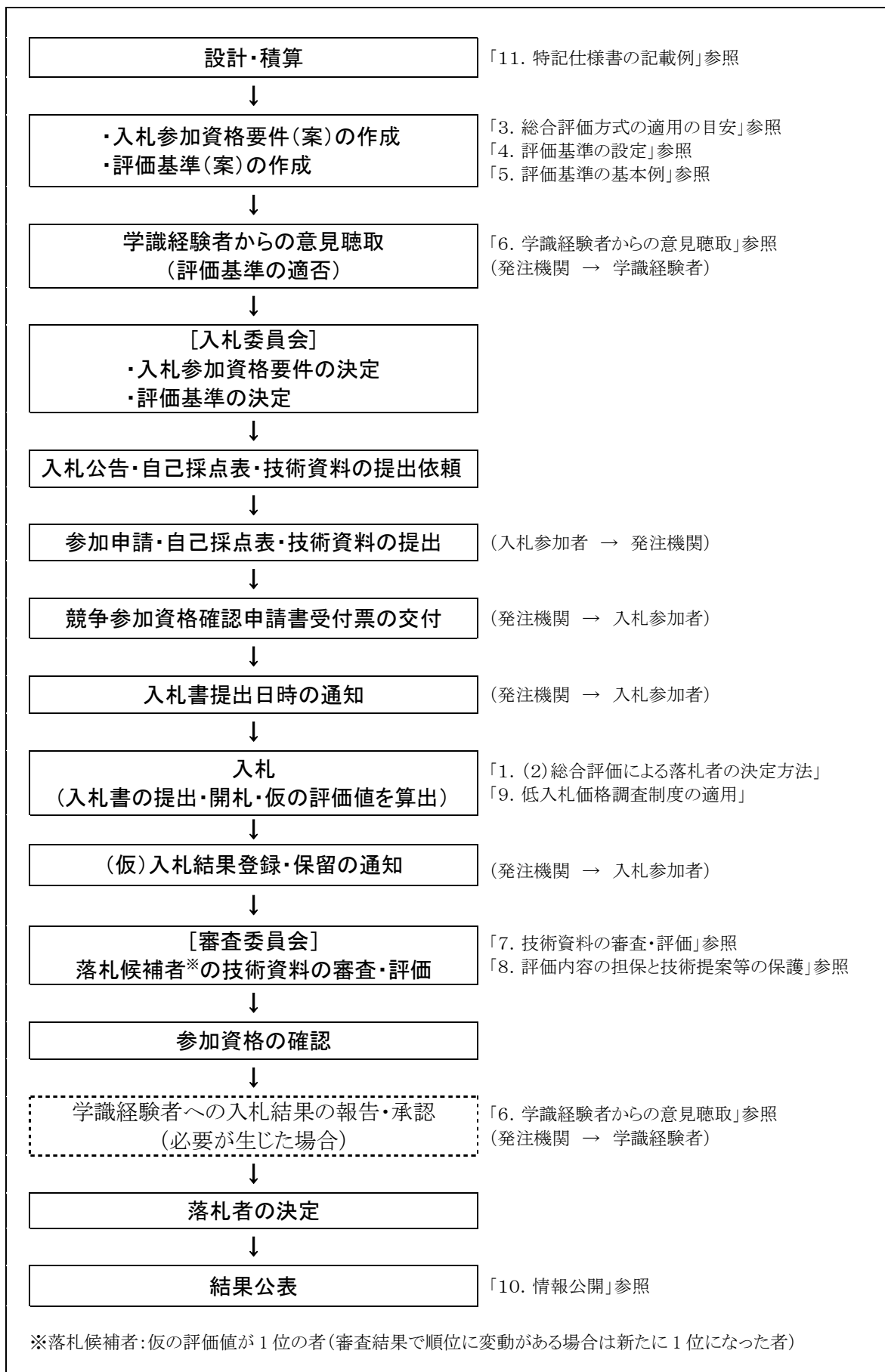
同一時期に同一条件で複数発注する分割発注工事（とりおり工事）において、受発注者双方の事務の負担軽減を図るため、入札毎に求められる重複する書類の提出を省略し、審査については自己採点方式と同様に落札者を決定する方法。

2. 総合評価方式の実施手順

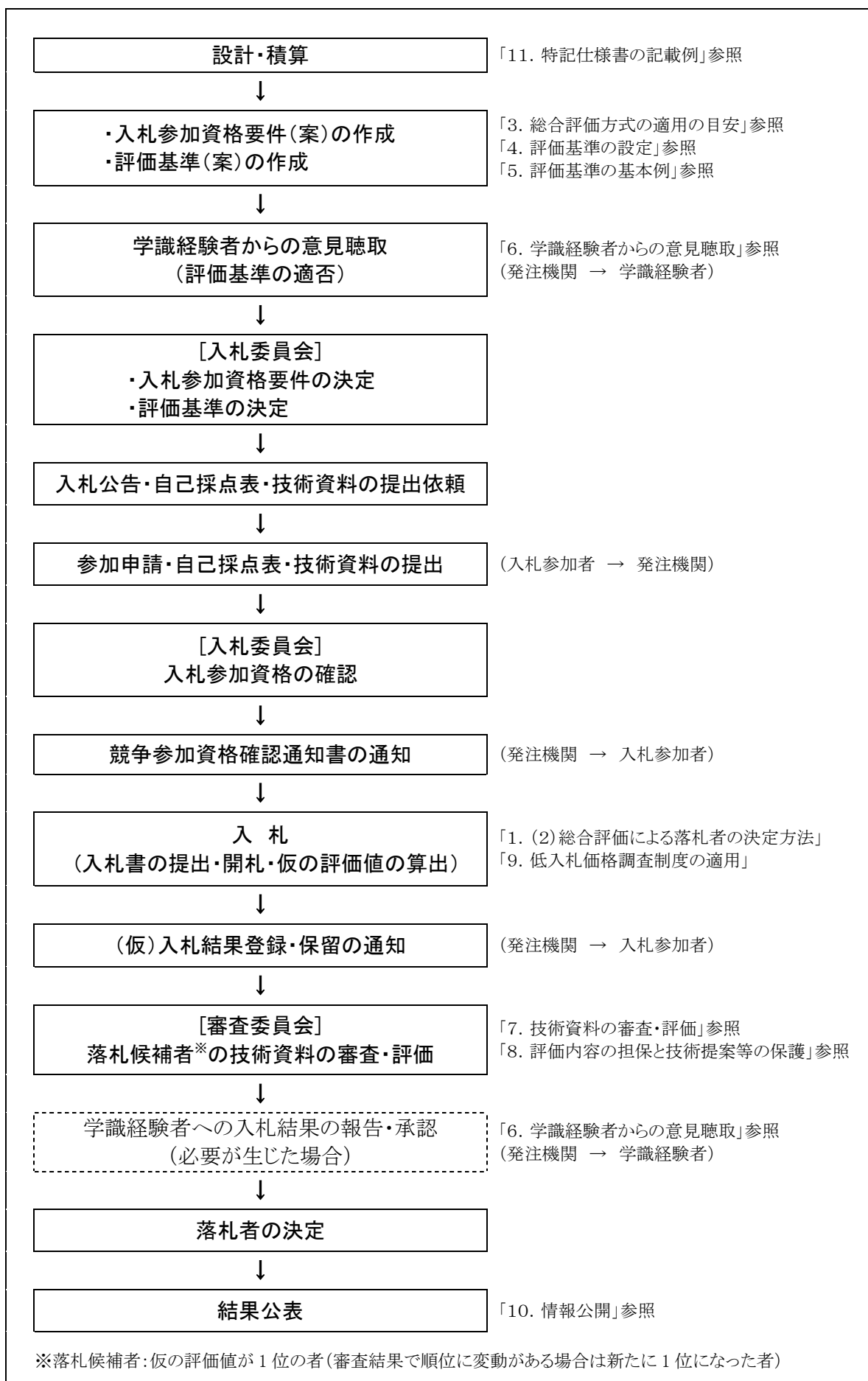
(1) 簡易型（単体・経常JV）【事前審査方式】（従来方式）



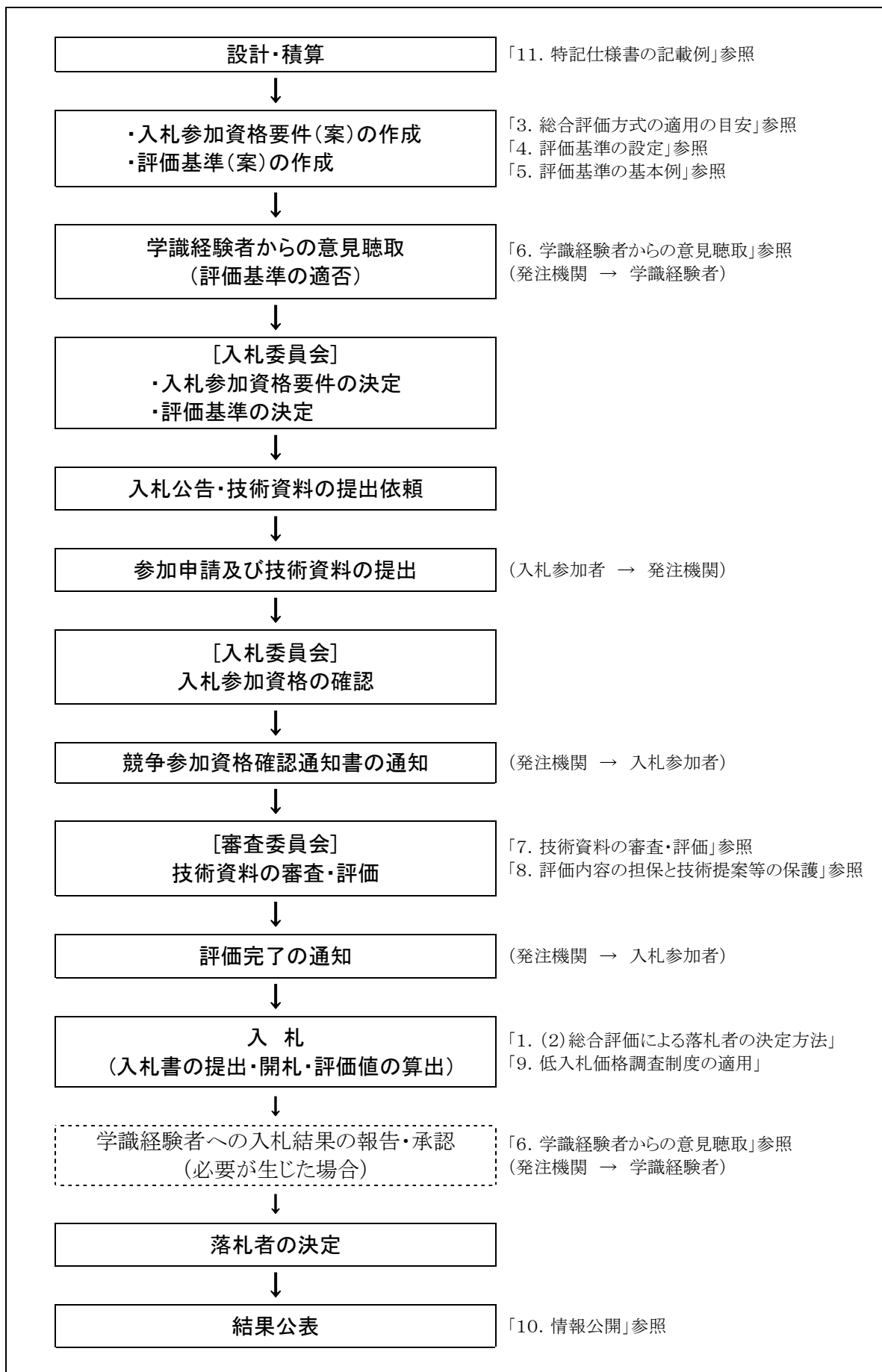
(2) 特別簡易型 (I) (II) (単体・経常 JV) 【事後審査方式】



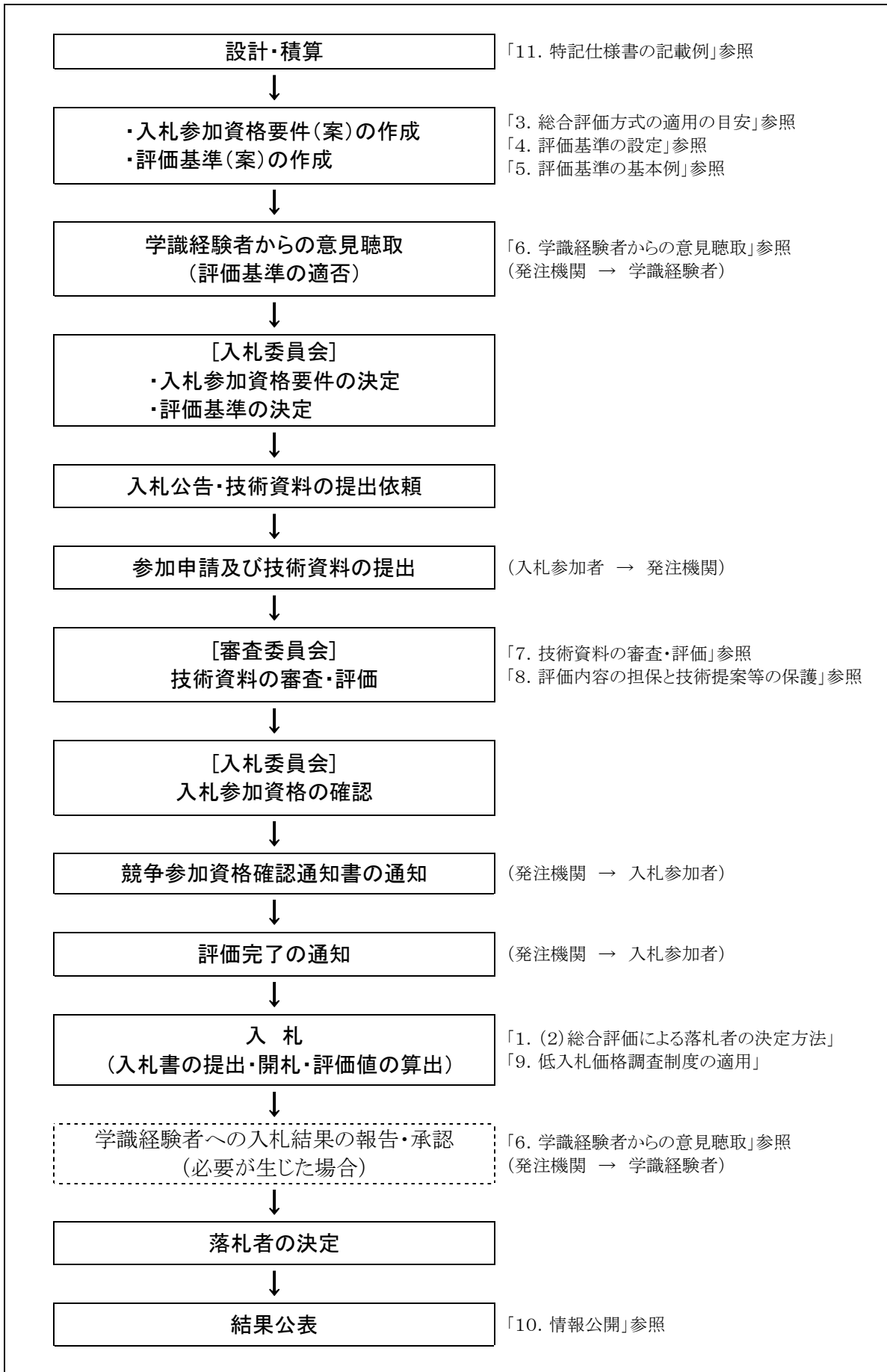
(3) 特別簡易型 (I) (II) (特定 JV) 【事後審査方式】



(4)簡易型（特定JV）及び標準型（特定JV）



(5) 標準型 (単体・経常 JV)



3. 総合評価方式の適用の目安

総合評価方式の実施にあたり適用する工事の選定及び特別簡易型(Ⅰ)(Ⅱ)、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれを適用するかについては、当該工事の特性(規模、技術的難易度、施工上の課題等(社会的要請への対応、総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上))を考慮のうえ、下記を参考に選択する。なお、型式の適用について判断が難しい場合は、検査指導課と事前協議により決定する。

①特別簡易型(Ⅰ)・(Ⅱ)を適用する工事

工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事。

②簡易型を適用する工事

工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、且つ施工上の課題等があり施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事。

③標準型及び高度技術提案型を適用する工事

- i) 工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札参加者の提示する性能、機能、技術等により、工事価格に相当程度の差異が生じると認められる工事。
- ii) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等の社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能、機能、技術等により、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事。
- iii) 入札参加者の提示する性能、機能、技術等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事。

【参考】標準型及び高度技術提案型を適用する工事の例

社会的要請への対応	近接施工	鉄道営業線、架空線、地下埋設物等があり、施工に配慮を要する工事 民家、病院・学校等の重要施設があり、施工に騒音、振動、粉じん等の配慮を要する工事
	現道作業	施工にあたり交通規制が伴う工事、 施工にあたり歩行者の安全対策に配慮を要する工事
	水質汚濁	水質汚濁防止の対策が必要な工事、地下水遮断の対策が必要な工事
	騒音・振動	施工にあたり騒音・振動対策が必要な工事
	大気汚染	施工にあたり大気汚染対策が必要な工事
	臭気	施工にあたり臭気対策が必要な工事
	地盤沈下	施工にあたり地盤沈下対策が必要な工事
	揮発性有機化合物	施工にあたりホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要な工事
	環境	自然保護区域内や希少動物への配慮(騒音、振動、粉じん、自然改変面積等)が必要な工事
総合的なコストの削減	ライフサイクルコスト	供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される施設の工事(機械設備の燃料消費量の削減) 維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される施設の工事(橋梁、トンネル、港湾施設、建築物等)
	工事補償	工期の短縮が補償費の削減につながる工事 (水利権、漁業権等の補償期間の短縮等)
工事目的物の性能・機能	性能・機能	交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。舗装工事
		周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の工事
		材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形管理が求められる工事
		工事目的物の構造等により、機能・性能が向上する施設の工事 (利水容量等の確保等)

【設計金額（税込み）と技術的難易度による適用の目安】

設計金額			
5億円	簡易型※ ¹	標準型※ ³	標準型又は高度技術提案型
3億円	特別簡易型(Ⅱ)※ ²	簡易型※ ¹	標準型※ ³
1億5千万円	特別簡易型(Ⅱ)※ ²		簡易型※ ¹
3千万円	特別簡易型(Ⅱ)※ ²		
1千万円	特別簡易型(Ⅰ)		
	I	II	III
	技術的難易度		

- ※¹:現場条件等の制約が少ない場合は、特別簡易型(Ⅱ)を適用することができる。
 ※²:現場条件等の制約など施工上の課題等がある場合は、簡易型を適用するものとする。
 ※³:技術的な工夫の余地が小さい場合は、簡易型を適用することができる。

【技術的難易度の目安（参考）】

事業分類	工事区分	技術的難易度		
		I	II	III
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	○		
	樋門・樋管、水路トンネル（推進）、伏せ越し、揚排水機場	△	○	
	堰・水門、水路トンネル（山岳、シールド、開削）	△	○	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	○		
	突堤、離岸堤、水門、陸閘	△	○	
砂防・地滑り	流路工、急傾斜、維持管理	○		
	砂防ダム、地滑り対策		○	
ダム	維持管理	○		
	転流トンネル		○	
	提体工			○
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、地盤改良工、維持管理	○		
	共同溝（推進、開削）、橋梁上部工、橋梁下部工	△	○	
	電線共同溝工・CAB	△	○	
	トンネル（山岳、シールド、開削）、共同溝（シールド）	△	○	
	トンネル（沈埋）			○
港湾	消波工、護岸、導流堤、埋立、浚渫、維持管理	○		
	岸壁、防波堤、防砂堤、荷役機械	△	○	
公園	公園植栽工	○		
下水道	管渠工（開削）	○		
	管渠工（推進、シールド）、立坑工、処理場、ポンプ場	△	○	

△ 電気機械設備工事 又は 工場・ヤード製作工事が主体である場合
 この場合、5億円以上の工事においても、技術的な工夫の余地が小さい工事は、特別簡易型（Ⅱ）を適用することができる。

4. 評価基準の設定

総合評価方式では、価格と価格以外の要素を同じ尺度に換算して評価することとなるので、評価基準に何を設定し、どう評価するかが重要となる。

発注機関は、評価基準の設定にあたり、当該工事の種類や条件などを勘案し、工事実施によって影響を受ける周辺住民や、整備される公共施設の利用者、ひいては県民にとって価格以外の要素でメリットのある基準の設定に配慮するものとする。なお、評価基準の内容や数について制限は設けないが、メリットがもたらされる期間や対象範囲、影響など様々角度からの検討・考慮を行い、評価項目や配点を設定すること。

また、評価基準の設定にあたっては、必要な程度を超えて厳しい条件を設定することの無いよう個別の工事の特性に応じて技術的観点から必要な条件を具体的に設定すること。

(1) 評価項目一覧 (◎基本項目、○選択項目、—対象外)

評価項目		県内型				県内外型		
		特別簡易型 (Ⅰ)	特別簡易型 (Ⅱ)	簡易型	標準型	特別簡易型 (Ⅱ)	簡易型	標準型
企業の 施工能力	工事成績評定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	企業の施工実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ICT 施工技術の活用※1	○	○	○	○	—	—	—
	週休2日制工事の施工実績	◎	◎	◎	◎	—	—	—
配置予定 技術者の 能力	配置予定技術者施工経験※2	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	優秀主任(監理)技術者の受賞	—	◎	◎	◎	—	—	—
	配置予定技術者の保有資格	◎	—	—	—	—	—	—
	登録基幹技能者の配置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域 精通度	地域内拠点の有無※3	○	○	○	○	◎	◎	◎
	県内下請負の選定計画※4	—	—	—	—	—	—	—
地域 貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績※5	◎	◎	◎	◎	○	○	○
	防疫業務の実績	◎	◎	◎	◎	—	—	—
	地域活動(ボランティア)の実績	◎	◎	◎	◎	—	—	—
	企業の新規雇用実績	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	若手又は女性技術者の配置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	災害時の基礎的事業継続力の認定	—	◎	◎	◎	—	—	—
施工計画	【工事内容等に応じて 2～3 項目の課題を設定】	—	—	◎	—	—	◎	—
技術提案	【工事内容に応じて求める技術提案を評価】※6	—	—	—	◎	—	—	◎
その他	各工事で設定する独自要件	○	○	○	○	○	○	○

※1 県内型の場合に ICT 活用促進工事(土工・作業土工(床掘))及び ICT 活用促進工事(舗装工)のうち、受注者希望型の場合は ICT 施工技術の活用の評価を基本項目として扱う。

※2 特別簡易型(Ⅰ)において、対象工事で登録基幹技能者を配置する工種が無い場合は選択する

※3 入札参加資格要件(地域要件)の設定によって評価項目から除外する。

※4 県外建設業者のみを対象とする工事[県外型]の場合に、地域精通度の評価項目に県内下請選定計画の評価を基本項目として扱う。

※5 県内外型・県外型において、地域貢献の実績を重視する場合【地域貢献重視型】は災害協定に基づく地域貢献の実績を評価項目に選択

※6 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

(2) 評価項目と配点(基本形)

①特別簡易型(Ⅰ)の配点

【基本項目】

評価項目		県内型 ※1(標準)
企業の施工能力	工事成績評定	3.0
	企業の施工実績	1.0
	週休2日制工事の施工実績	1.0
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の保有資格	2.0
	配置予定技術者の施工経験※2	—(1.0)
	登録基幹技能者の配置※2	1.0(—)
地域貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0
	防疫業務の実績	1.0
	地域活動(ボランティア)の実績	0.5
	若手又は女性技術者の配置	1.0
合計		13.5

【選択項目】(選択する場合は上表に追加)

企業の施工能力	ICT 施工技術の活用※3	2.0
地域精通度	地域内拠点の有無※4	2.0
合計		15.5~17.5

※1 県内型：県内建設業者のみを入札参加者とする場合

※2 登録基幹技能者の職種が当該工事の工種に合致するものがない場合は、() の配点を設定。

※3 ICT 活用促進工事(土工・作業土工(床掘))及び ICT 活用促進工事(舗装工)のうち受注者希望型の場合は基本項目に「ICT 施工技術の活用」の評価項目を追加。

※4 地域内拠点ありの場合は基本項目に「地域内拠点の有無」の評価項目を追加。

②特別簡易型(Ⅱ)・簡易型・標準型の配点

【基本項目】

評価項目		県内型 ※1(標準)		
		特別簡易型(Ⅱ)	簡易型	標準型
企業の施工能力	工事成績評定	4.0	4.0	4.0
	企業の施工実績	1.0	2.0	2.0
	週休2日制工事の施工実績	1.0	1.0	1.0
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験※2	1.0(2.0)	2.0(3.0)	2.0(3.0)
	優秀主任(監理)技術者の受賞	1.0	1.0	1.0
	登録基幹技能者の配置※2	1.0(—)	1.0(—)	1.0(—)
地域貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0	3.0	3.0
	防疫業務の実績	1.0	1.0	1.0
	地域活動(ボランティア)の実績	0.5	0.5	0.5
	企業の新規雇用実績	1.0	1.0	1.0
	若手又は女性技術者の配置	1.0	1.0	1.0
	災害時の基礎的事業継続力の認定	1.0	1.0	1.0
施工計画	【工事内容等に応じて2～3項目の課題を設定】	—	8.0 ※3	—
技術提案	【工事内容に応じて求める技術提案を評価】※6	—	—	18～38
合計		16.5	26.5	36.5～56.5

【選択項目】(選択する場合は上表に追加)

企業の施工能力	ICT 施工技術の活用※4	2.0	2.0	2.0
地域精通度	地域内拠点の有無※5	2.0	2.0	2.0
合計		18.5～20.5	28.5～30.5	38.5～60.5

※1 県内型：県内建設業者のみを入札参加者とする場合

※2 登録基幹技能者の職種が当該工事の工種に合致するものがない場合は、() の配点を設定。

※3 簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を1.3点(合計31.5～35.5点)とすることができる。

※4 ICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))及びICT活用促進工事(舗装工)のうち受注者希望型の場合は基本項目に「ICT施工技術の活用」の評価項目を追加。

※5 地域内拠点ありの場合は基本項目に「地域内拠点の有無」の評価項目を追加。

※6 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

【基本項目】

評価項目		県内外型※1					
		標準			地域貢献重視型※5		
		特別簡易型 (Ⅱ)	簡易型	標準型	特別簡易型 (Ⅱ)	簡易型	標準型
企業の 施工能力	工事成績評定	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	企業の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験※2	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)
	優秀主任(監理)技術者の受賞	—	—	—	—	—	—
	登録基幹技能者の配置※2	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)
地域 精通度※3	地域内拠点の有無	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
地域 貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績※5	—	—	—	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
	地域活動(ボランティア)の実績	—	—	—	—	—	—
	企業の新規雇用実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	若手又は女性技術者の配置	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
施工計画	【工事内容等に応じて 2～3項目の課題を設定	—	10.0 ※4	—	—	10.0 ※4	—
技術提案	【工事内容に応じて求める技術提案を評価】※6	—	—	20～ 40	—	—	20～ 40
合計		13	23	33～ 53	<u>14</u>	<u>24</u>	<u>34～ 54</u>

- ※1 県内外型：県外建設業者を含め入札参加者とする場合
 ※2 登録基幹技能者の職種が当該工事の工種に合致するものがない場合は、()の配点を設定。
 ※3 県外建設業者のみを入札参加者とする場合 [県外型] に、地域精通度の評価項目に県内下請負の選定計画の評価を基本項目として扱う。その場合の配点は、地域内拠点の有無を1.0点、県内下請負の選定計画を2.0点とする
 ※4 簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を15点(合計28～29点)とすることができる。
 ※5 地域貢献重視型：災害協定に基づく地域貢献の実績などを重視したい場合
 ※6 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

(3) 評価項目と評価基準

①工事成績評定

過去の当該発注工事と同一業種(29業種)の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値(小数点以下第2位四捨五入)により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度に竣工した茨城県土木部発注の1千万円以上の工事と同一業種の工事とする。

また、県内型の特別簡易型(Ⅱ)、簡易型、標準型においては、工事成績評定点に併せて評価対象の工事件数を加味して評価する。

なお、対象となる評定点がない場合は、評価点を0点(評定点の平均値を 65.0点)とみなす。

共同企業体による入札参加の場合においては、共同企業体の各構成員の評価対象評定点のすべてを平均した点数(小数点以下第2位四捨五入)によって評価する。

なお、代表構成員又は構成員のいずれかに評価対象の評定点がない場合は、当該構成員の評定点を65.0点とみなし、平均値を算出する。

【評価対象業種(29業種)】

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

②企業の施工実績

同種(類似)工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度において竣工した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事のうち、同種(類似)工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

※【同種(類似)工事の設定についての考え方】

「より同種性の高い工事」、「同種性の高い工事」、「それ以外」の3段階評価とする。

(1)3段階評価の例

①「より同種性の高い工事」:本発注工事内容の設計値程度

②「同種性の高い工事」:①で求める設計値×0.7程度

③「それ以外」:①、②以外

また、複数の同種工事及び類似工事の一部を含めた条件を設定し評価することも可能とする。

なお、工事内容から3段階評価が難しい場合、①「同種工事」・②「それ以外」の2段階評価とすることも可能とする。

(2) 2段階評価の例

- ①「同種工事」: 工事特性に応じて設定(工種・数量・施工条件等)
- ②「それ以外」: ①以外(類似工事等)

【公共工事の定義】

以下のいずれかが発注する工事とする。

- ①国、②地方公共団体、③特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する法人、茨城県が出資する指定出資法人、日本下水道事業団)

③ICT 施工技術の活用

当該工事において、ICT 施工技術を活用する場合に評価する。

評価の対象は、「茨城県土木部が発注する ICT 活用促進工事(土工・作業土工(床掘))の実施要領」又は「茨城県土木部が発注する ICT 活用促進工事(舗装工)の実施要領」で定める「受注者希望型」で発注する工事において、各実施要領に基づき以下の施工プロセスで ICT 施工技術を活用する場合とする。

【施工プロセス】

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

【評価対象工事】

- ①ICT 活用促進工事(土工・作業土工(床掘))のうち「受注者希望型」で発注する工事
以下の各号(1)～(3)に示す工種のうち、盛土量又は掘削量が 3,000m³ 以上の工事
 - (1)河川土工、海岸土工、砂防土工(掘削工、盛土工、法面整形工を含む工事)
 - (2)道路土工(掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工を含む工事)
 - (3)敷地造成工(整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工を含む工事)※「発注者指定型」「チャレンジいばらきⅠ型」「チャレンジいばらきⅡ型」「チャレンジいばらき簡単活用型」は評価項目に設定しないこととする。
- ②ICT 活用促進工事(舗装工)のうち「受注者希望型」で発注する工事
以下の各号(1)～(2)に示す工種(アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工を含む工事)のうち、下層路盤工又は上層路盤工が 3,000m² 以上の工事
 - (1)舗装工事、水門工事における舗装工
 - (2)築堤・護岸工事、堤防護岸工事、砂防護岸工事における付帯道路工※「発注者指定型」は評価項目に設定しないこととする。

④週休 2 日制工事の施工実績

茨城県で発注した週休2日制促進工事における施工実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度のいずれかにおいて竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。

⑤配置予定技術者の施工経験

同種(類似)工事を元請けの主任技術者、監理技術者(特例監理技術者含む)、又は現場代理人として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度において竣工した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事のうち同種(類似)工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

※【同種(類似)工事の設定についての考え方】

「より同種性の高い工事」、「同種性の高い工事」、「それ以外」の3段階評価とする。

(1)3段階評価の例1

- ①「より同種性の高い工事」:本発注工事内容の設計値程度
- ②「同種性の高い工事」:①で求める設計値×0.7程度
- ③「それ以外」:①、②以外

また、複数の同種工事及び類似工事の一部を含めた条件を設定し評価することも可能とする。

(2)3段階評価の例2 (企業の施工実績が2段階評価の場合等)

- ①「同種工事」:工事特性に応じて設定(工種・数量・施工条件等)
- ②「類似工事」:競争参加資格要件で設定する企業の施工実績
- ③「それ以外」

なお、工事内容から3段階評価が難しい場合、①「同種工事」・②「それ以外」の2段階評価とすることも可能とする。

(3)2段階評価の例

- ①「同種工事」:工事特性に応じて設定(工種・数量・施工条件等)
- ②「それ以外」:①以外(類似工事等)

【公共工事の定義】

※評価項目「②企業の施工実績」同様とする。

⑥優秀主任(監理)技術者表彰の受賞

配置予定技術者の優秀主任(監理)技術者表彰(茨城県建設業者表彰規程)の受賞の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度における知事表彰又は企業局長表彰の受賞とする。

また、事務所発注工事においては、土木部各事務所において表彰している優秀主任(監理)技術者表彰(事務所長表彰)を評価することができる。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの配置予定技術者の受賞実績でよい。

⑦配置予定技術者の保有資格

配置予定技術者の保有する資格により評価する。

評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定める。

⑧登録基幹技能者の配置

当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。

評価の対象は、登録基幹技能者の配置であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。職種を複数指定した場合は、いずれかの職種の配置でよい。

⑨地域内拠点の有無

工事箇所の存する地域に本店又は支店等(建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。)がある場合に評価する。

評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定める。

なお、3千万円以上の事務所発注工事(県内建設業者のみを入札参加者とする場合)においては、工事箇所の存する市町村に本店がある場合に評価する[地域内拠点重視型]を採用することもできる。

⑩県内下請負の選定計画

県内下請負の選定計画における、県内建設業者(県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する業者)との一次下請契約予定金額の合計により評価する。

評価基準における金額の設定は、当該工事の予定価格、工事内容等に応じて定めるものとする。対象工事は、入札参加資格要件を満足する県内建設業者が存在しない工事(例:橋梁上部工事、大規模な電気・機械設備工事等)に限る。

⑪災害協定に基づく地域貢献の実績

土木部が管理する公共施設(道路、河川、公園等)に関する災害時の応急対策協定(以下、災害協定)の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度における地域貢献の実績及び入札公告日直近に実施した土木部防災訓練等において、災害協定に基づく連絡体制による、情報伝達訓練等に参加している場合とする。

なお、地域貢献の実績については、入札公告日直近の土木部防災訓練等に参加している場合のみ評価の対象とする。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

【補 則】

※土木部防災訓練等とは、土木部が認めた訓練とする。

⑫防疫業務の実績

茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書(以下、防疫業務協定)に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度のいずれかの防疫業務の実績とする。

また、発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑬地域活動（ボランティア）の実績

茨城県内における地域活動(ボランティア活動)の実績の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本(道路、河川、公共施設等)の維持管理に関するボランティア活動とする。

また、活動の内容は過去2ヶ年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類(協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等)により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑭企業の新規雇用実績

従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度の開始日(令和2年4月1日)以降に、正規雇用(原則、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイム勤務で、期間の定めのない雇用契約)した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。

また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とし、雇用後の職種や勤務地・居住地の限定はしないが、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑮若手又は女性技術者の配置

当該工事における若手又は女性技術者の配置の有無で評価する。

評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者の当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者としての配置とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。

また、当該工事の業種区分に該当する主任(監理)技術者の資格を有する若手又は女性技術者(有資格者)を配置する場合に評価する。

評価の対象とする主任(監理)技術者の資格要件は、建設業法第7条第2号、同法第15条第2号に規定する資格とする。

なお、現場代理人と主任(監理)技術者を兼務する場合であっても評価の対象とするが、他工事と兼務する若手又は女性技術者を配置する場合は評価の対象外とする。

⑯災害時の基礎的事業継続力の認定

入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定の有無で評価する。共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかが認定を受けていればよい。

⑰施工計画

現場条件の把握や施工上の課題対応など具体的な2～3項目の課題を定め、A4版2枚以内の対応策の提出を入札参加者より求め評価する。

なお、提出にあたり必要最小限の図面等の資料の添付を可能とする。

⑱技術提案

施工上の課題に関する技術提案を入札参加者より求め評価する。技術提案の内容は施工方法等に関するもので、県民にとって最も有利となる調達が可能な提案を期待でき、且つ民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から工事の特性に応じて定める。

(4) 評価の方法

評価方法については、評価項目の特性を踏まえて、数値方式による定量的な評価、又は判定方式による定性的な評価を行う。

なお、評価項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には欠格として、競争参加資格がないと認めることができる。

また、特に重要視する評価項目については、評価方法に1位満点方式を採用すること等により重要性を反映させることができるものとする。

①数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

②判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判断基準を設け、競争参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式。この場合、例えば3階層（優／良／可）での判定では、標準的には、優に該当するものに満点、良に該当するものにはその50%、可は最低点を付与するものとする。

③1位満点方式

評価項目の性能等の最高数値の者に満点を与え、その他の者には按分して算出した点数を付与する方式。

5. 評価基準の基本例（令和6年度版）

評価基準の基本となる例を以下に示す。実際の評価基準等は、工事内容や入札参加要件等を勘案し、必要に応じて以下の基本例を修正のうえ、設定すること。

（1）県内建設業者のみを入札参加者とする場合〔県内型〕

①特別簡易型(I)[地域内拠点あり・ICT施工技術の活用あり]の例 (1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した茨城県土木部発注の1千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。 【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】	3.0点	80点以上	3.0点
		78点以上 80点未満	2.5点
		76点以上 78点未満	2.0点
		74点以上 76点未満	1.5点
		72点以上 74点未満	1.0点
		72点未満・対象無し	0点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	〇〇以上の〇〇工事の実績有り	1.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
ウ 配置予定技術者の保有資格 配置予定技術者の保有資格により評価する。 【評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0点	〇〇を有する。	2.0点
		上記以外	0点
エ ICT施工技術の活用 当該工事において、ICT施工技術を活用する場合に評価する。 評価の対象は、茨城県土木部が定めるICT活用促進工事（土工・作業土工（床掘））、又はICT活用促進工事（舗装工）の実施要領に基づき、以下の施工プロセスでICT施工技術を活用する場合とする。 【施工プロセス】 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	2.0点	全ての施工プロセスで活用する（ICTの全面的活用）	2.0点
		一部の施工プロセスで活用する（ICTの部分的活用）	1.0点
		ICTの活用無し	0点
オ 週休2日制工事の施工実績 茨城県で発注した週休2日制促進工事における施工実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年度又は令和5年度に竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。	1.0点	履行実績取組証有り	1.0点
		履行実績取組証無し	0点
カ 災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県土木部が管理する公共施設（道路、河川、公園等）に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無で評価する。 評価の対象は平成31年4月1日から令和6年3月31日まで地域貢献の実績及び令和5年8月に実施した防災訓練等に参加している場合とする。 なお、地域貢献の実績は、防災訓練等に参加している場合のみ評価の対象とする。 ※夜間：17時～8時の時間帯 休日：土日、祝日、12/29～1/3	3.0点	工事箇所の存する市町村における夜間・休日※の地域貢献の実績有り	3.0点
		工事箇所の存する市町村における地域貢献の実績有り	2.0点
		地域貢献の実績有り	1.0点
		防災訓練等の参加有り	0.5点
		防災訓練等の参加無し	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
キ 防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和4年度又は令和5年度において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
ク 地域活動（ボランティア）の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年度及び令和5年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和4年度及び令和5年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
ケ 地域内拠点の有無 工事箇所の存する地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。 【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0点	〇〇市に本店を有する。	2.0点
		上記以外	0点
コ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
サ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。 【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
合計	17.5点		

②特別簡易型(Ⅱ)[県内型 地域内拠点あり・ICT施工技術の活用あり]の例 (1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）及び工事件数により評価する。 評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した茨城県土木部発注の1千万円以上の〇〇工事の評定点及び工事件数とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。 【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】 【評価の対象とする工事件数の基準は当該工事の状況等に応じて設定すること】	4.0点	「81点以上かつ工事件数5件以上」	4.0点
		「81点以上」又は「80点以上81点未満かつ工事件数5件以上」	3.5点
		「80点以上81点未満」又は「78点以上80点未満かつ工事件数5件以上」	3.0点
		「78点以上80点未満」又は「76点以上78点未満かつ工事件数5件以上」	2.5点
		「76点以上78点未満」又は「74点以上76点未満かつ工事件数5件以上」	2.0点
		「74点以上76点未満」又は「72点以上74点未満かつ工事件数5件以上」	1.5点
		「72点以上74点未満」又は「70点以上72点未満かつ工事件数5件以上」	1.0点
		「72点未満」・対象無し	0点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	〇〇以上の〇〇工事の実績有り	1.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績有り	0.5点
		上記以外	0点
ウ 配置予定技術者の施工経験 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	〇〇以上の〇〇工事の経験有り	1.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験有り	0.5点
		上記以外	0点
エ 優秀主任（監理）技術者の受賞 配置予定技術者の優秀主任（監理）技術者表彰（茨城県建設業者表彰規程）の受賞の有無により評価する。 評価の対象は、平成31年度から令和5年度における受賞とする。	1.0点	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り	1.0点
		受賞無し	0点
オ ICT施工技術の活用 当該工事において、ICT施工技術を活用する場合に評価する。 評価の対象は、茨城県土木部が定めるICT活用促進工事（土工・作業土工（床掘））、又はICT活用促進工事（舗装工）の実施要領に基づき、以下の施工プロセスでICT施工技術を活用する場合とする。 【施工プロセス】 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	2.0点	全ての施工プロセスで活用する（ICTの全面的活用）	2.0点
		一部の施工プロセスで活用する（ICTの部分的活用）	1.0点
		ICTの活用無し	0点
カ 週休2日制工事の施工実績 茨城県で発注した週休2日制促進工事における施工実績の有無で評価する。 評価の対象は令和4年度又は令和5年度に竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。	1.0点	履行実績取組証有り	1.0点
		履行実績取組証無し	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
キ 災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県土木部が管理する公共施設（道路、河川、公園等）に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無で評価する。 評価の対象は平成31年4月1日から令和6年3月31日まで地域貢献の実績及び令和5年8月に実施した防災訓練等に参加している場合とする。 なお、地域貢献の実績は、防災訓練等に参加している場合のみ評価の対象とする。 ※夜間：17時～8時の時間帯 休日：土日、祝日、12/29～1/3	3.0点	工事箇所のある市町村における夜間・休日※の地域貢献の実績有り	3.0点
		工事箇所のある市町村における地域貢献の実績有り	2.0点
		地域貢献の実績有り	1.0点
		防災訓練等の参加有り	0.5点
		防災訓練等の参加無し	0点
ク 防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和4年度又は令和5年度において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
ケ 地域活動（ボランティア）の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年度及び令和5年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和4年度及び令和5年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
コ 地域内拠点の有無 工事箇所のある地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。 【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0点	〇〇事務所管内に本店を有する	2.0点
		上記以外	0点
サ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年4月1日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0点	雇用実績有り	1.0点
		雇用実績無し	0点
シ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
ス 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。 【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇技能者）の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
セ 災害時の基礎的事業継続力の認定 入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無で評価する。	1.0点	認定有り	1.0点
		認定無し	0点
合計	20.5点		

③特別簡易型(Ⅱ)[地域内拠点重視型]の例

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	4.0点	※特別簡易型(Ⅱ)【県内型 地域内拠点あり・ICT 施工技術の活用あり】に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	1.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	1.0点		
エ 優秀主任(監理)技術者の受賞	1.0点		
オ ICT 施工技術の活用	2.0点		
カ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
キ 災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0点		
ク 防疫業務の実績	1.0点		
ケ 地域活動(ボランティア)の実績	0.5点		
コ 地域内拠点の有無 工事箇所の存する市町村に、本店(建設業法に基づく主たる営業所)がある場合に評価する。	2.0点	工事箇所の存する市町村に本店を有する	2.0点
		上記以外	0点
サ 企業の新規雇用実績	1.0点	※特別簡易型(Ⅱ)【県内型 地域内拠点あり】に同じ	【同左】
シ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ス 登録基幹技能者の配置	1.0点		
セ 災害時の基礎的事業継続力の認定	1.0点		
合計	20.5点		

※地域内拠点重視型

地域内拠点(本店)を工事箇所の存する市町村にする場合。

④簡易型[県内型]の基本例

- ・②特別簡易型(Ⅱ)[県内型]の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。
- ・なお、『企業の施工実績』『配置予定技術者の経験』の配点は2.0点とする。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	4.0点	※特別簡易型(Ⅱ)【県内型 地域内拠点あり・ICT 施工技術の活用あり】に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 優秀主任(監理)技術者の受賞	1.0点		
オ ICT 施工技術の活用	2.0点		
カ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
キ 災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0点		
ク 防疫業務の実績	1.0点		
ケ 地域活動(ボランティア)の実績	0.5点		
コ 地域内拠点の有無	2.0点		
サ 企業の新規雇用実績	1.0点		
シ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ス 登録基幹技能者の配置	1.0点		
セ 災害時の基礎的事業継続力の認定	1.0点	【1位満点方式】 評価点=8.0点(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 8.0点
ソ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題①□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 課題②□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	8.0点		
合計	30.5点		

※現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を1.3点(合計35.5点)とすることができる。

⑤標準型〔県内型〕の基本例

- ・②特別簡易型(Ⅱ)〔県内型〕の基本例に、『技術提案』を付加する。
- ・なお、『企業の施工実績』『配置予定技術者の経験』の配点は2.0点とすること。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	4.0点	※特別簡易型(Ⅱ)・簡易型に同じ ※『企業の施工実績』『配置予定技術者の経験』の配点は2.0点とすること。	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 優秀主任(監理)技術者の受賞	1.0点		
オ ICT 施工技術の活用	2.0点		
カ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
キ 災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0点		
ク 防疫業務の実績	1.0点		
ケ 地域活動(ボランティア)の実績	0.5点		
コ 地域内拠点の有無	2.0点		
サ 企業の新規雇用実績	1.0点		
シ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ス 登録基幹技能者の配置	1.0点		
セ 災害時の基礎的事業継続力の認定	1.0点		
ソ 技術提案 【評価の対象とする課題等は当該工事の条件等に応じて定める】 【ヒアリングを実施する場合】 ・配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。 ・配置予定技術者の当該工事に対する専門技術力、理解度、取組姿勢等を総合的に評価する。	18.0点 ～ 38.0点	【1位満点方式】 評価点=(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め) 不可と評価された場合は入札参加を認めない。	満点 20.0点 ～ 40.0点 欠格
合計	40.5点 ～ 60.5点		

(2) 県外建設業者を含めた入札参加者とする場合 [県内外型]

①特別簡易型(Ⅱ) [県内外型] の基本例

(1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した茨城県土木部発注の 1 千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。 【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】	3.0 点	80 点以上	3.0 点
		78 点以上 80 点未満	2.5 点
		76 点以上 78 点未満	2.0 点
		74 点以上 76 点未満	1.5 点
		72 点以上 74 点未満	1.0 点
		72 点未満・対象無し	0 点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の実績有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績有り	1.0 点
		上記以外	0 点
ウ 配置予定技術者の施工経験 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の経験有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験有り	1.0 点
		上記以外	0 点
エ 地域内拠点の有無 工事箇所の存する地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。 【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	3.0 点	茨城県内（又は〇〇事務所管内）に本店を有する	3.0 点
		上記以外	0 点
オ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和 4 年 4 月 1 日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで 3 ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で 35 歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点

評価項目	配点	評価基準	評価点
カ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任(監理)技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任(監理)技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
キ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者(又は登録〇〇技能者)であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	登録〇〇基幹技能者(又は登録〇〇技能者)の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
合計	13.0点		

②簡易型〔県内外型〕の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ)〔県内外型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 地域内拠点の有無	3.0点		
オ 企業の新規雇用実績	1.0点		
カ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
キ 登録基幹技能者の配置	1.0点		
ク 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題①□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 課題②□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 課題③□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	10.0点	【1位満点方式】 評価点=10.0(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 10.0点
合計	23.0点	不可と評価された場合は入札参加を認めない。	欠格

※簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を15点(合計28点)とすることができる。

③標準型〔県内外型〕の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ)〔県内外型〕の基本例に、『技術提案』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 地域内拠点の有無	3.0点		
オ 企業の新規雇用実績	1.0点		
カ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
キ 登録基幹技能者の配置	1.0点		
ク 技術提案 【評価の対象とする課題等は当該工事の条件等に応じて定める】 【ヒアリングを実施する場合】 ・配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。 ・配置予定技術者の当該工事に対する専門技術力、理解度、取組姿勢等を総合的に評価する。	20.0点 ～ 40.0点	【1位満点方式】 評価点＝(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め) 不可と評価された場合は入札参加を認めない。	満点 20.0点 ～ 40.0点 欠格
合計	33.0点 ～ 53.0点		

(3) 県外建設業者のみを入札参加者とする場合 [県外型]

①特別簡易型(Ⅱ) [県外型] の基本例

(1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した茨城県土木部発注の 1 千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。 【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】	3.0 点	80 点以上	3.0 点
		78 点以上 80 点未満	2.5 点
		76 点以上 78 点未満	2.0 点
		74 点以上 76 点未満	1.5 点
		72 点以上 74 点未満	1.0 点
		72 点未満・対象無し	0 点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の実績有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績有り	1.0 点
		上記以外	0 点
ウ 配置予定技術者の施工経験 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の経験有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験有り	1.0 点
		上記以外	0 点
エ 地域内拠点の有無 工事箇所のある地域に、支店等（建設業法に基づく営業所）がある場合に評価する。 【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0 点	茨城県内に支店等を有する	1.0 点
		上記以外	0 点
オ 県内下請負の選定計画 県内下請負の選定計画における県内建設業者（県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する業者）との一次下請契約予定金額の合計により評価する。 【評価基準における金額の設定は当該工事の予定価格、工事内容等に応じて定めること】	2.0 点	県内建設業者との契約予定金額の合計が〇〇万円以上	2.0 点
		県内建設業者との契約予定金額の合計が△△万円以上〇〇万円未満	1.0 点
		上記以外	0 点
カ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和 4 年 4 月 1 日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで 3 ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で 35 歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点

評価項目	配点	評価基準	評価点
キ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任(監理)技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任(監理)技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
ク 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者(又は登録〇〇技能者)であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	登録〇〇基幹技能者(又は登録〇〇基幹技能者)の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
合計	13.0点		

②簡易型〔県外型〕の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ)〔県外型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 地域内拠点の有無	1.0点		
オ 県内下請負の選定計画	2.0点		
カ 企業の新規雇用実績	1.0点		
キ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ク 登録基幹技能者の配置	1.0点		
ケ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題①□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 課題②□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 課題③□□□に関する留意点と対策について (1)△△・・・△△ (2)△△・・・△△ (3)その他の工夫 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	10.0点	【1位満点方式】 評価点=10.0点(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 10.0点
		不可と評価された場合は入札参加を認めない。	欠格
合計	23.0点		

※簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を15点(合計28点)とすることができる。

③標準型〔県外型〕の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ)〔県外型〕の基本例に、『技術提案』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)・簡易型に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 地域内拠点の有無	1.0点		
オ 県内下請負の選定計画	2.0点		
カ 企業の新規雇用実績	1.0点		
キ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ク 登録基幹技能者の配置	1.0点		
ケ 技術提案 【評価の対象とする課題等は当該工事の条件等に応じて定める】 【ヒアリングを実施する場合】 ・配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。 ・配置予定技術者の当該工事に対する専門技術力、理解度、取組姿勢等を総合的に評価する。	20.0点 ～ 40.0点	【1位満点方式】 評価点＝(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め) 不可と評価された場合は入札参加を認めない。	満点 20.0点 ～ 40.0点 欠格
合 計	33.0点 ～ 53.0点		

(4) 評価基準の運用例等

①優秀主任（監理）技術者評価の運用例

事務所発注工事においては、土木部各事務所における表彰の評価を追加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
オ 優秀主任（監理）技術者の受賞 過去5ヶ年度における配置予定技術者の優秀主任（監理）技術者表彰（茨城県建設業者表彰規程）の受賞又は土木部各事務所における優秀主任（監理）技術者表彰受賞の有無により評価する。 評価の対象は、平成31年度から令和5年度における受賞とする	1.0 点	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り	1.0点
		事務所長表彰の受賞有り	0.5点
		受賞無し	0点

②標準型における技術提案の設定例

i) 技術提案の評価項目の例

評価項目	
社会的要請への対応に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施工騒音の低減値 ・工期や交通規制の短縮日数 ・工事中の渋滞緩和対策 ・歩行者用通路幅の確保 ・間伐材、伐根除根材等のリサイクル率 ・分別解体・現場内集積の重量
総合的なコストの縮減に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の維持管理費 ・工事補償費の支出額 ・工事補償費の発生期間の短縮日数
工事目的物の品質の向上に関する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・工事目的物の品質を向上させる施工方法

ii) 技術提案の審査項目の例

ア	性能等の確保（工事目的物の性能・機能等の確保が図られているか）
イ	確実性の有無（施工計画に確実性があるか）
ウ	安全性の確保（施工の安全性が図られているか）
エ	品質等の確保（材料等の品質が確保されているか）
オ	周辺環境の確保（周辺環境の確保が図られているか）
カ	経済性の有無（総合的なコスト縮減の効果が期待できるか）
キ	その他の問題点と対応策
ク	施工実績の有無

iii) 技術提案の評価基準の例

評価項目	評価基準
施工騒音(○○db以下)	○○dbから○db低減毎に○点(満点○点)
交通規制日数(○○日以下)	最大短縮日数が○○以上の場合に○点とし、○○日未満の場合は比率に応じて加点(満点○点)
工事中の渋滞緩和対策	提案内容の優/良/可の判定に応じて、それぞれ○点、○点、○点を配点する。(満点○点)
工事中の特別な安全対策	【1位満点方式】 評価点＝満点×当該競争参加者の技術提案の採点々数÷競争参加者の内の最高の採点点数 (少数点以下第2位四捨五入第1位止め)

iv) 技術提案の配点の考え方の例（工事騒音値の低減の場合）

工事期間中の最大値 75 デシベルを下限值（標準施工で達成できる値）とし、65 デシベルを上限值（これ以上の低減は期待できない値）として、10 デシベル低減までを評価の対象とする。

ア. 下限値（75 デシベル）を満足する積算価格（予定価格）を求める。

イ. 工事騒音値を 65 デシベルに低減するために必要な防音壁の設置に必要な費用を仮想積算し、10 デシベル改善に要する費用増加分を予定価格と比較する。

ウ. 仮に 5% の増加が見込まれるのであれば、工事騒音 10 デシベルを低減した場合の評価点を 5 点に設定。（1 デシベルの改善につき 0.5 点を付与。）

6. 学識経験者からの意見聴取

(1) 意見聴取の目的

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

従って、技術的な見地からではなく、総合評価方式の実施にあたっての客観的な見地からの意見聴取を主たる目的とする。

(2) 意見聴取の内容

総合評価方式の落札者決定基準について意見聴取を行う。

また、当該意見聴取の際に、入札後、落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があると示されたときは、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(3) 意見聴取の時期

落札者決定基準については、入札委員会において当該項目に関する審議を行う前に意見聴取を行う。

落札者の決定について意見聴取が必要となった場合には、入札後、落札者の決定にあたり意見聴取を行う。

(4) 意見聴取の方法

- ① 2名以上の学識経験者より意見聴取を行うものとする。
- ② 総合評価方式の落札者決定基準に関する意見聴取については、WEB会議形式により行うことを基本とするが、学識経験者の了解が得られた場合には、会議形式、個別面談、電子メール等の通信手段により行うものとする。
なお、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により聴くこともできるものとする。
- ③ 落札者の決定に関する意見聴取については、原則として電話、ファックス、電子メール等の通信手段により行うこととする。
- ④ 会議形式により意見を聴く場合の役割分担は以下のとおりとする。
責任者 検査指導課技佐兼課長補佐（技術総括）
庶務 検査指導課
説明 事業主管課又は事業担当事務所
- ⑤ 個別面談又はWEB会議システム、電話、ファックス、電子メール等の通信手段にて意見を聴く場合には、上記会議形式の際の役割分担を参考に、検査指導課、事業主管課、事業担当事務所の職員にて対応する。

7. 技術資料の審査・評価

(1) 審査の方法

主管課長は、入札参加者から提出された技術資料の評価について、審査様式により審査委員会に諮り、入札参加者の技術評価点を決定するものとする。

(主管課長：事務所審査委員会では担当課長、課審査委員会では課長補佐等と読み替える。以下同様)

(2) 審査委員会の構成

①本庁発注工事（1億5千万円以上）

部審査委員会	委員長	土木部次長（技術）
	副委員長	都市局長
	委員	監理課長、検査指導課長、主管課長※1

※1 建築工事の場合は、建築指導課長を委員に追加する。

②本庁発注工事（1億5千万円未満）

課審査委員会	委員長	主管課長
	副委員長	課長補佐（事務総括）
	委員	室長、技佐、課長補佐等で委員長が指名した者

③事務所発注工事

事務所 審査委員会	委員長	所長
	副委員長	次長（事務）
	委員	次長（技術）、検査監、担当課長等で委員長が指名した者

※審査委員会の成立要件：組織する者の半数以上の者の出席

(3) 具体的な評価の流れ

主管課長及び当該工事を担当する複数の職員により技術資料の実務的な審査を行い、審査委員会にて審査し評価を決定する。

(4) 事後審査方式における審査・評価方法

①審査・評価方法について

審査にあたっては、自己評点と入札結果から算出した、仮の評価値が最も高い者から順に、提出された技術資料について審査を行い、評価値の最も高い者が特定された時点で、そのほかの仮の評価値が低い者の技術資料については、審査・評価を行わない。

なお、評価項目毎の評価点は、自己評点の根拠（技術資料及び添付資料）の確認の可否に応じて次のとおりとする。

- i) 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料（発注者が求めた追加資料を含む）から確認出来ない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。
- ii) 技術資料及び添付資料から確認出来る場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目は本来の評価点とする。
[自己評点の過大評価 ⇒ 評価点：本来の評価点]
- iii) 技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は、自己評点どおりとする。
[自己評点の過小評価 ⇒ 評価点：自己評点]

②事後審査方式におけるくじについて

i) 自己評点と入札結果から算出した仮の評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじを行う前にその仮の評価値が同じ者の技術資料をいずれも審査して評価値を算出する。その結果、それでも最も高い評価値の者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。

なお、評価値の算出にあたって、小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は小数点第4位以下の評価値を算出する。

ii) 仮の評価値が最も高い者の技術資料を審査した結果、評価値に変動があり、評価値が最も高い者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定する。

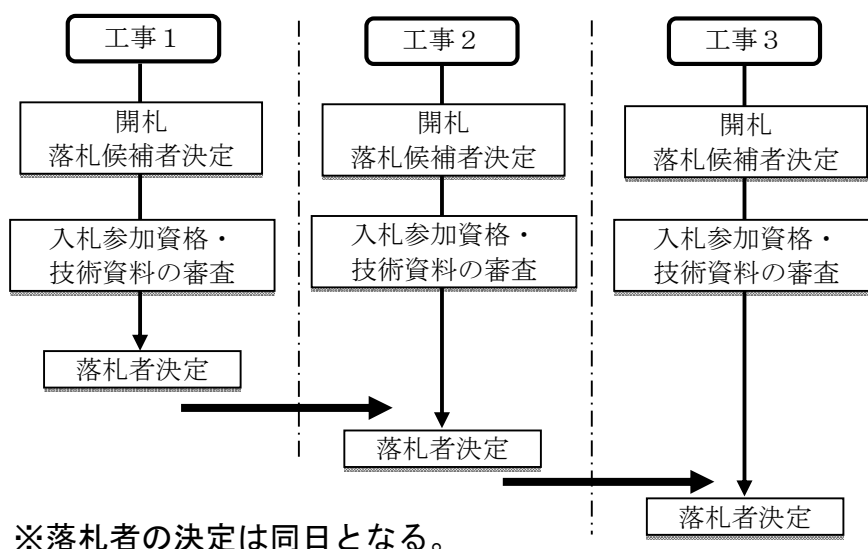
③分割工事（とりおり）で発注する場合の落札者の決定方法について

分割工事を事後審査方式で発注する場合は、先行して開札した工事の落札者の決定を待たず、落札候補者（仮の評価値で1位となった者）が決定した時点で、2件目以降の工事の開札を行い、先行して開札した工事の落札候補者を除く仮の評価値が1位の者の技術資料の審査・評価を行う。

なお、2件目以降の落札者の決定については、先行する工事の落札者が決定した後に行うこととする。

【事後審査方式を適用する分割発注（とりおり）のイメージ】

（落札候補者決定後に開札（同日開札））



(5) 施工計画の評価について

対象工事における施工の確実性、安全性、周辺環境への配慮等が着実に確保される施工計画を評価するため、下記の点を考慮して評価を行う。

- ① 発注工事の施工や現地状況等に特有する施工上の課題点を具体的に提示し、課題点に関して入札参加者が考える施工上の留意点の着目度と対策方法の提案内容をもって評価する。
- ② 提示した課題において、評価上の着目点（評価ポイント）を事前に設定する等評価基準を明確化しておく。なお、発注者が事前に設定した評価ポイント以外に、課題に対して入札参加者独自に着目した留意点についても、品質確保上有益と認められるものは同等に評価の対象とする。

- ③ 評価は、施工計画書の記載内容について、課題ごとに「優・良・可・評価無し・不可」の判定を行うこととする。

記載内容が評価ポイントに良く合致しており施工上の具体的な対策提案があるものを「優」と判定する。

なお、課題に関して、記載内容が白紙であるもの、明らかに法令違反や安全性が欠如した提案を含むものは「不可」と判定し、工事の施工に当たり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとする。

また、他の計画に比べ著しく劣るが欠格とまでは言えない場合などを「評価無し(0点)」と判定する。

- ④ 評価点は、課題ごとの「優・良・可・評価無し」の判定により付与された採点点数の合計値から、1位満点方式により評価点を算定することを基本とする。
- ⑤ 施工計画の審査は、公正を期すため業者名称等をマスキングして行う。

(6) 技術提案の評価について

対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能を満足する技術提案を評価するため、下記の点を考慮して評価を行う。

- ① 対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の観点から、求める技術提案項目を設定し、提案内容について性能等の確保、施工の確実性・安全性、材料の品質、周辺環境への影響及び総合的な経済性等を審査して評価を決定するものとする。

なお、技術提案の審査及び評価にあたっては、全ての入札参加者の技術提案に共通の基準で行うこととし、特定の技術提案の評価に特定の方法を用いないものとする。

また、審査及び評価にあたっては、必要に応じて学識経験者等から意見を聴くことができるものとするが、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、意見を聴取する相手方及びその方法に留意するものとする。

- ② 提示した技術提案項目について、発注者が提示する標準案と入札参加者の技術提案内容を対比させて評価を行う。審査の結果、技術提案内容が標準案と同程度と判断されたものは「不採用」と判定し、技術提案を採用しない。
- ③ 技術提案が「不採用」となった場合は、標準案に基づく施工を行うものとして入札参加できるものとする。なお技術提案が白紙であるもの、内容が無関係であるもの、明らかに標準案を満たさないものや法令違反等を含むものは「不可」と判定し、工事の施工に当たり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとする。
- ④ 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行うものとする。ヒアリングは評価精度を高めるために行う他、併せて配置予定技術者の専門技術力、当該工事の理解度や取組姿勢、コミュニケーション能力等に関して評価することも可能とする
- ⑤ 技術提案の審査は、公正を期すため業者名称等をマスキングして行う。

8. 評価内容の担保と技術提案等の保護

(1) 評価内容の担保

総合評価方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された配置・雇用計画・選定計画（以下、「計画等」という。）や施工計画・技術提案（以下、「技術提案等」という。）は契約内容となるため、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

なお、実際の施工に際しては、技術提案等の内容に応じた施工方法により施工し、技術提案等を満たす施工を行わせるものとする。

(2) ペナルティーの設定（工事成績評定点の減点等）

計画等どおりの履行が為されなかった場合は、下記表のとおり工事成績評定点を減ずる措置等を行う。

また、受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、必要に応じて、契約金額の減額や評定点を減ずる措置等を行う。

工事成績評定点の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大8点を減点する。（下記表にある評価項目の評定点の減点が合計8点以上となった場合であっても8点を上限とした減点とする。）

なお、計画等・技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

評価項目	工事成績評定点の減点
ICT 施工技術の活用	－ 3 点
若手又は女性技術者の配置	－ 3 点
登録基幹技能者の配置	－ 3 点
県内下請負の選定計画	－ 3 点
施工計画の評価	－ 5 点
技術提案	－ 5 点

(3) 技術提案等の保護

入札に参加する者から技術提案等を求める場合、技術提案等自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることの無いようにすること。また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いようにすることなど、公務員の守秘義務等に則り、その取り扱いについて適正に対応すること。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等でその旨を明らかにすること。なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

9. 低入札価格調査制度の適用

茨城県土木部においては、ダンピング対策として最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用してきたところであるが、総合評価方式に関しては地方自治法等における最低制限価格を適用できる法的根拠が無いことから、総合評価方式を実施する際のダンピング対策としては、工事金額等にかかわらず低入札価格調査制度を適用する。

10. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

(1) 入札公告等

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②入札参加資格
- ③入札の評価に関する基準
 - ・評価項目、評価基準及びその得点配分
 - ・評価項目ごと最低限の要求要件
- ④総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ⑤計画等・技術提案等が履行できなかった場合の措置

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約（議決を要するものについては仮契約）後速やかに以下の事項を公表する。

- ①各入札参加者名
- ②各入札参加者の入札価格
- ③各入札参加者の評価項目ごとの評価点
- ④各入札参加者の評価値

(3) 苦情申し立て等への対応

入札参加者又は技術資料提出者より入札又は技術資料の審査内容等に関して苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

1 1. 特記仕様書の記載例

【総合評価方式に関する特記仕様書の記載例】

第〇条 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。

- 2 本工事に関する若手又は女性技術者の配置計画及び登録基幹技能者の配置計画が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて従業員（登録基幹技能者にあつては元請業者又は下請業者の登録基幹技能者の資格者）を本工事に配置しなければならない。
- 3 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況の確認を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- 4 本工事に関するICT施工技術の活用計画（以下、「活用計画」という。）が適正と認められ評価された場合、落札決定後に受発注者間で協議のうえ、活用計画に基づいて施工しなければならない。なお、協議により活用計画に変更が生じた場合は、協議結果に基づく施工をすること。
- 5 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者のICT施工技術の活用状況が評価した活用計画の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。
- 6 受注者の責により計画どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は評価項目ごとに3点又は5点を減点する。なお、技術提案等も含めて1工事あたり複数の評価項目において減点対象がある場合は、最大8点を上限として減点する。
- 7 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

【簡易型の場合の追記事項】

- 8 本工事に関する施工計画及び技術提案（以下、「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は技術提案等に基づいて施工しなければならないものとする。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし、技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。
- 9 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- 10 提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。
- 11 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督及び検査にあたって、受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。また、必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- 12 技術提案等に基づく施工を行った場合に、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係わる部分の確認は、工事竣工後においても引き続き存続するものとする。
- 13 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われなない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は5点を減点する。
- 14 技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

【「県内下請負の選定計画」を設定する場合の追記事項】

- 8 本工事に関する県内下請負の選定計画（以下、「下請計画」という。）が適正に認められ評価された場合、受注者は、下請計画に基づいて下請契約を結ぶこと。
- 9 受注者は、下請契約締結後、速やかに契約書類の写しを発注者に提出しなければならない。また、発注者は、工事の監督や検査時において、受注者の下請計画に基づく下請契約の状況を確認するものとする。
- 10 受注者の責により、下請計画どおりの履行がなされなかった場合には、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点数の減点は3点を減点する。
- 11 下請計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

※標準型の場合は、簡易型の場合の「13」を以下のとおりとすること

【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

- 13 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額及び工事成績評定点を減ずる措置を行う。

(1) 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$$(100+\alpha)/C = (100+\beta)/C'$$

$$C' = (100+\beta)/(100+\alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

(2) 工事成績評定点数の減点 (最大5点を減点する。)

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価点との差に応じた工事成績評定点数の減点を行う。

$$\text{減点値} = 5 \times (\alpha - \beta) / \gamma$$

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

γ : 技術提案に関する部分のみの当初の評価点 (点)

【標準型（定性評価する技術提案）の場合】

- 13 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額及び工事成績評定点を減ずる措置を行う。

工事成績評定点数の減点は、5点を減点する。